

議案第 99 号

飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

給水料を改定するための改正

飛驒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市水道事業給水条例（平成16年飛驒市条例第233号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第30条関係）

水道料金表

用途	基本料金（1月につき）			超過料金（1 m ³ につき）	
	水量	口径	料金	水量	料金
一般用	10 m ³ まで	13mm	1,000円	11 m ³ 以上20 m ³ まで	160円
		20mm	1,000円		
		25mm	1,215円		
		30mm	1,720円		
		40mm	1,860円	21 m ³ 以上	190円
		50mm	3,660円		
		65mm	4,620円		
		75mm	5,480円		
		100mm	6,015円		
公衆浴場用	100 m ³ まで	/	12,000円	101 m ³ 以上	32円

第2条 飛驒市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第30条関係）

水道料金表

用途	基本料金（1月につき）			超過料金（1 m ³ につき）	
	水量	口径	料金	水量	料金
一般用	10 m ³ まで	13mm	1,000円	11 m ³ 以上20 m ³ まで	160円
		20mm	1,000円		
		25mm	1,430円		

		30mm	2,440円		
		40mm	2,720円	21 m ³ 以上	190円
		50mm	6,320円		
		65mm	8,240円		
		75mm	9,960円		
		100mm	11,030円		
公衆浴場用	100 m ³ まで		12,000円	101 m ³ 以上	32円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年2月1日から、第2条の規定は令和5年2月1日から施行する。

(給水料に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表第2の規定は、令和4年4月1日以後に納付の期限が到来する給水料から、第2条の規定による改正後の同表の規定は、令和5年4月1日以後に納付の期限が到来する給水料から適用する。

(第1条) 飛騨市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改正案					
本則・附則 略 別表第1 (第3条関係) 略 別表第2 (第30条関係) 水道料金表					本則・附則 略 別表第1 (第3条関係) 略 別表第2 (第30条関係) 水道料金表					
種別	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1 m ³ につき)		用途	基本料金 (1月につき)			超過料金 (1 m ³ につき)	
	水量	料金	水量	料金		水量	口径	料金	水量	料金
一般用	10m ³ まで	1,000円	11m ³ 以上20m ³ まで	130円	一般用	10m ³ まで	13mm	1,000円	11m ³ 以上20m ³ まで	160円
			21m ³ 以上	160円			20mm	1,000円		
25mm	1,215円									
30mm	1,720円									
40mm	1,860円	21m ³ 以上					190円			
50mm	3,660円									
65mm	4,620円									
							75mm	5,480円		
					100mm	6,015円				
公衆浴場用	100m ³ まで	10,000円	101m ³ 以上	27円	公衆浴場用	100m ³ まで	/	12,000円	101m ³ 以上	32円

(第2条) 飛騨市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改正案						
本則・附則 略 別表第1 (第3条関係) 略 別表第2 (第30条関係) 水道料金表					本則・附則 略 別表第1 (第3条関係) 略 別表第2 (第30条関係) 水道料金表						
用途	基本料金 (1月につき)			超過料金 (1 m ³ につき)		用途	基本料金 (1月につき)			超過料金 (1 m ³ につき)	
	水量	口径	料金	水量	料金		水量	口径	料金	水量	料金
一般用	10m ³ まで	13mm	1,000円	11m ³ 以上20m ³ まで	160円	一般用	10m ³ まで	13mm	1,000円	11m ³ 以上20m ³ まで	160円
		20mm	1,000円					20mm	1,000円		
		25mm	<u>1,215円</u>					25mm	<u>1,430円</u>		
		30mm	<u>1,720円</u>					30mm	<u>2,440円</u>		
		40mm	<u>1,860円</u>	21m ³ 以上	190円			40mm	<u>2,720円</u>		
		50mm	<u>3,660円</u>					50mm	<u>6,320円</u>		
		65mm	<u>4,620円</u>					65mm	<u>8,240円</u>		
		75mm	<u>5,480円</u>					75mm	<u>9,960円</u>		
		100mm	<u>6,015円</u>					100mm	<u>11,030円</u>		
公衆浴場用	100m ³ まで		12,000円	101m ³ 以上	32円	公衆浴場用	100m ³ まで		12,000円	101m ³ 以上	32円

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	給水料を改定するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【背景及び趣旨】</p> <p>今後の人口減少による水道料金の減収が見込まれる中で水道施設の更新や耐震化を計画的に進め、水道事業を将来にわたって安定的に継続していくため策定した『飛騨市水道事業経営戦略』に基づき給水料を改定するもの。</p> <p>【改定の要点】</p> <p>① 大口径の使用者は一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の設備投資や維持管理が必要となることから、新たに口径別料金体系を採用し、費用負担の公平性を確保する。</p> <p>なお、一般家庭への負担増を考慮し、口径13mm及び口径20mmの基本料金については改定を行わない。</p> <p>② 今回の改定により、口径25mm以上の使用者の基本料金が大幅に上昇するため、令和4年度と令和5年度の2段階で料金を引き上げる。</p> <p>③ 一般用の超過料金については、現行からそれぞれ30円の値上げを行う。</p> <p>④ 公衆浴場用について、現行の基本料金10,000円を12,000円に、現行の超過料金27円を32円に改定する。</p>
市民への影響等	<p>料金改定により値上げとなるため、使用者の負担は増加することとなる。</p> <p>ただし、一般家庭への負担を最小限に抑えるため、口径13mm及び口径20mmの基本料金を据置くとともに、急激な負担増加とならないよう口径25mm以上の基本料金を段階的に引き上げる。</p>
施行日	<p>(第1条) 令和4年2月1日</p> <p>(第2条) 令和5年2月1日</p>

備考	(第1条) 令和4年4月請求分の給水料から適用 (第2条) 令和5年4月請求分の給水料から適用
----	--